

船舶事故調査報告書

平成24年10月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年7月9日 19時00分ごろ～7月10日 07時35分ごろ）
発生場所	不明（山口県阿武町宇田島北西方沖～宇田島西方沖の間）
事故調査の経過	<p>平成24年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{いさお} 勲丸、3.9トン YG3-52662（漁船登録番号）、個人所有 10.51m(Lr)×2.18m×0.97m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和63年3月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成23年6月9日 （平成28年7月14日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣り漁のために平成24年7月9日17時00分ごろ山口県萩市大井漁港を出港したのを岸壁にいた人に目撃され、宇田島北西方沖約1.4kmの漁場にいるところを僚船に目撃された。</p> <p>船長は、いつもは操業を終えると翌日の02時00分～03時00分ごろ萩市の自宅に帰っていたが、家族が、10日06時30分ごろ帰っていないことに気付き、07時00分ごろ所属漁業協同組合（以下「組合」という。）に連絡した。</p> <p>組合は、07時05分ごろ組合員に本船の捜索に向かうよう指示を行い、僚船16隻が捜索していたところ、07時35分ごろ僚船の1隻が宇田島西方沖約1kmにおいて無人の本船を発見したので、そのことを組合に連絡し、組合が07時42分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、発見されたとき、パラシュート型シーアンカー（以下「シ</p>

	<p>ーアンカー」という。)のロープがプロペラに巻き付き、操縦ハンドルが微速力前進の位置であったが、主機は停止し、錨は引き揚げられた状態であった。</p> <p>また、組合員は、シーアンカーの投下及び集魚灯の点灯による操業の開始を日没からと決められ、操業開始までは他船に位置を知らせるためにマスト頂部の回転灯を点灯するよう決められていたが、本船は、発見されたとき、回転灯が点灯し、集魚灯のスイッチが入っていなかった。</p> <p>船長は、09時25分ごろ、宇田島北方沖約1.3kmにおいて、うつ伏せの状態に漂流しているところを巡視艇によって発見され、揚収後、萩海上保安署に搬送されて死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺死であり、右下腿部にロープが絡まったような圧迫痕を認めたと検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象（萩特別地域気象観測所）</p> <p>7月9日19時30分 天気 曇り、風向 西、風速 約0.5m/s</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>萩市の7月9日の日没時刻：19時30分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船尾甲板にシーアンカーを置いており、船尾から手動により投下していた。</p> <p>組合には、本船と同型のいか釣り漁船（以下「同型漁船」という。）が、本事故当時、約20隻所属していた。</p> <p>同型漁船は、宇田島付近の漁場まで約2時間かけて航行していた。</p> <p>同型漁船は、約20年前まで、船首側にいけすがあること、航走中に船首から波が入り込むとシーアンカーが浮き上がって移動することなどから、全船が船尾甲板にシーアンカーを置き、そのロープ端を船首のたつに結んで船尾からシーアンカーを投下していたが、船尾から投下するとプロペラに巻き付く虞があるため、次第に船首から投下する船が多くなり、本事故当時、船尾から投下するのは、本船を含めて2隻だけであった。</p> <p>同型漁船は、シーアンカーを船尾から投下する際、風や潮流の状況によってシーアンカーが船体に近寄り、そのロープ等がプロペラに巻き付かないよう操縦ハンドルを前進又は後進に操作するが、シーアンカーのロープ等がプロペラに巻き付いたことによる人身事故はこれまでになかった。</p> <p>同型漁船は、組合で決められた操業開始時刻の日没ごろ、シーアンカーを投下したのちに集魚灯を点灯していた。</p> <p>救命胴衣は、操舵室に2個保管してあったが、船長は発見されたときは救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、酒を飲んでいなかった。</p> <p>船長は、スポーツシャツにカップズボンを着用し、長靴を履いてい</p>

	た。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり 不明 船長の死因は、溺水であった。 本船は、9日19時00分ごろ宇田島北西方沖の漁場にいたところを目撃され、10日07時35分ごろ、宇田島西方沖において、プロペラにシーアンカーのロープが巻き付き、無人の状態では本船が発見され、別の場所で発見された船長の右下腿部にロープが絡まったような圧迫痕が認められたことから、この間において、本船が、船尾からシーアンカーの投下作業中、シーアンカーのロープがプロペラに巻き付き、船長が、右下腿部にシーアンカーのロープが絡まったことから、落水した可能性があると考えられる。 船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、宇田島北西方沖において船尾からシーアンカーの投下作業中、シーアンカーのロープがプロペラに巻き付き、船長が、右下腿部にシーアンカーのロープが絡まったため、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・シーアンカーは、ロープ等がプロペラに巻き付くことのないよう船首から投下すること。 ・シーアンカーは、投下する際にロープ等が足に絡まないよう整理しておくこと。 ・救命胴衣を着用すること。